

負担金の見直し一覧表(3 事業の対価として支出する負担金)

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
1	企画課	大里広域市町村 圏組合事務費負 担金	大里広域市町村 圏組合事務費負 担金	大里広域市町村圏組 合規約	大里広域市町村圏組 合事務の円滑な運営を 図るため、応分の負担 を支出するものである	各年度に係る事務費負担金を 均等割り10%、人口割り90%で 計算、H23年は26,552,236円	大里広域市町村 圏組合	26,553	25,607	25,872	継続	
2	財政課	下水道受益者負 担金	普通財産管理事 務費	深谷市都市計画下 水道事業受益者負担金 条例	下水道事業	116,000	深谷市下水道事 業	51	116	151	継続	
3	ガーデンシ ティふかや推 進室	荒川中部土地 改良区負担金	ふかや緑の王 国建設事業	利用者負担金	荒川用水を使用するた め	28,642	荒川中部土地 改良	29	29	29	継続	
4	ガーデンシ ティふかや推 進室	櫛挽畑地灌漑 維持管理組合 負担金	ふかや緑の王 国建設事業	利用者負担金	荒川用水を使用するた め	28,642	櫛挽畑地灌漑 維持管理組合	29	29	29	継続	
5	ガーデンシ ティふかや推 進室	ガーデンシティ づくり実行委員 会負担金	ガーデンシティ 推進事業	補助事業負担金	市民との協働事業に交 付される県補助金に対 応する市負担金	1,000,000	ガーデンシティ づくり実行委員 会	0	0	0	終了	
6	総務課	産業会館内分室 使用負担金	庁舎維持管理事 業	商工会議所との産業会 館分室の使用に関する 協定書	産業会館の2階及び3 階の一部を市役所事務 室として使用するため	施設使用料負担金 3,000,000円 施設清掃負担金 480,000円 電気使用料負担金 2,340,000円	深谷商工会議所	5,820	5,652	5,738	継続	
7	総務課	埼玉県電子入札 共同システム システム運営費 負担金	入札制度運営事 業	埼玉県電子入札共同シ ステムの開発及び運営 に係る事業の費用負担 に係る基本協定書	電子入札システムの開 発及び運営に係る事業 費用の負担金	埼玉県:全体の1/2 市町村:全体の1/2を均等割、人 口割負担 1,400,000円	埼玉県入札企画 課	1,400	1,400	1,106	継続	
8	総務課	埼玉県電子入札 共同システム 競争入札参加申 請共同審査負担 金	入札制度運営事 業	競争入札参加資格申 請に係る共同受付に関 する協定書	競争入札参加資格申 請に係る共同受付を実 施するための負担金	埼玉県:全体の1/4 市町村:全体の3/4を登録事業 所数等の割合により負担 550,000円	埼玉県入札審査 課	550	100	384	継続	
9	自治防災課	県防災情報シ ステム回線使用料 負担金	防災対策推進事 業	埼玉県防災情報通信シ ステム連絡会議設置要 綱	埼玉県内市町村の平 常時における防災対策 及び、災害時における 円滑な通信体制の構 築。	年間44,100円 (月額3,675円×12カ月)	埼玉県	45	23	0	継続	
10	情報システ ム課	LGWAN回線費 用負担金	行政情報化構築 事業	埼玉県域ネットワー クの増速に係る費用負担 に関する協定書	LGWAN県域アクセス回 線の増速による安定稼 働。	通信料 5,500円×12月×1.05=69,300 円	埼玉県	70	70	154	継続	
11	情報システ ム課	地方自治情報セ ンター会員会費	行政情報化構築 事業	会費	情報提供や人材育成 研修等により、市の情 報化推進に資する。	年会費180,000円	財団法人地方自 治情報センター	180	180	180	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
12	市民課	熊谷葬斎施設負担金、公債費負担金	熊谷市葬斎施設負担金	熊谷市との葬斎施設の管理及び運営に関する協定書 熊谷市との葬斎施設建設事業に関する協定書	旧川本町で実施していた熊谷市への火葬業務事務委託を新市において継承し負担するものです。	管理運営負担金負担割合 11.01% 公債費負担金負担割合 8.43%	熊谷市	0	3,209	5,321	終了	
13	市民税課	埼玉県市町村軽自動車税事務協議会負担金	諸税賦課事務費	会費	軽自動車税申告情報を得て、賦課を円滑に行う。	前年度当初県ナンバー登録台数×単価16円(平成24年度から)	埼玉県市町村軽自動車税事務協議会	686	712	692	継続	
14	保険年金課	一般被保険者に対する療養の給付(現物給付)	一般被保険者療養給付事業	国民健康保険法第36条(療養の給付)	一般被保険者が医療機関等(入院、外来、歯科、調剤、食事療養等の給付)を受診した場合、その医療費を年齢区分による保険者負担割合により医療機関等に支払う	70歳から74歳までの前期高齢者は7割または8割(自己負担額2割のうち1割は国が負担)、小学校就学前は8割、それ以外は7割	埼玉県国民健康保険団体連合会	8,028,000	7,980,000	8,086,792	継続	
15	保険年金課	退職被保険者に対する療養の給付(現物給付)	退職被保険者等療養給付事業	国民健康保険法第36条(療養の給付)	退職被保険者等が医療機関等(入院、外来、歯科、調剤、食事療養等の給付)を受診した場合、その医療費を年齢区分による保険者負担割合により医療機関等に支払う	70歳から74歳までの前期高齢者は7割または8割(自己負担額2割のうち1割は国が負担)、小学校就学前は8割、それ以外は7割	埼玉県国民健康保険団体連合会	852,000	540,000	587,611	継続	
16	保険年金課	一般被保険者に対する療養費の支給(現金給付)指定公費含む	一般被保険者療養費給付事業	国民健康保険法第52条(入院食事療養費)、第53条(特定療養費)、第54条(療養費)、第54条の2(訪問看護療養費)、第54条の3(特別療養費)	自費で療養を受けた方に、後日、市からその費用を支給する事業で、コルセット等の購入を行ったとき保険適用として自己負担分を除いた金額を保険者が現金給付する	70歳から74歳までの前期高齢者は7割または8割(自己負担額2割のうち1割は国が負担)、小学校就学前は8割、それ以外は7割	申請者及び一般被保険者の属する世帯の世帯主	138,600	126,000	115,737	継続	
17	保険年金課	退職被保険者に対する療養費の支給(現金給付)	退職被保険者等療養費給付事業	国民健康保険法第52条(入院食事療養費)、第53条(特定療養費)、第54条(療養費)、第54条の2(訪問看護療養費)、第54条の3(特別療養費)	自費で療養を受けた方に、後日、市からその費用を支給する事業で、コルセット等の購入を行ったとき保険適用として自己負担分を除いた金額を保険者が現金給付する	70歳から74歳までの前期高齢者は7割または8割(自己負担額2割のうち1割は国が負担)、小学校就学前は8割、それ以外は7割	申請者及び退職被保険者の属する世帯の世帯主	10,164	7,800	6,821	継続	
18	保険年金課	一般被保険者への高額療養費支給額	一般被保険者高額療養費給付事業	国民健康保険法第57条の2(高額療養費)	療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給する	70歳から74歳までの前期高齢者は7割または8割(自己負担額2割のうち1割は国が負担)、小学校就学前は8割、それ以外は7割	一般被保険者の属する世帯の世帯主	1,016,400	900,000	940,631	継続	
19	保険年金課	退職被保険者へ的高額療養費支給額	退職被保険者等高額療養費給付事業	国民健康保険法第57条の2(高額療養費)	療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給する	70歳から74歳までの前期高齢者は7割または8割(自己負担額2割のうち1割は国が負担)、小学校就学前は8割、それ以外は7割	退職被保険者の属する世帯の世帯主	99,120	61,200	62,922	継続	
20	保険年金課	一般被保険者への高額介護合算療養費支給額	一般被保険者高額介護合算療養費給付事業	国民健康保険法第57条の3(高額介護合算療養費)	被保険者の負担を軽減することができる	医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給する	申請者	1,000	3,000	107	継続	
21	保険年金課	退職被保険者への高額介護合算療養費支給額	退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業	国民健康保険法第57条の3(高額介護合算療養費)	被保険者の負担を軽減することができる	医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給する	申請者	250	500	0	継続	
22	保険年金課	一般被保険者移送費	移送費	国民健康保険法第54条の4(移送費)	被保険者の負担を軽減することができる	負傷、疾病で移動が困難な被保険者が医師の指示により一時的、緊急の必要性があつて移送されたとき(保険者が認めたととき)現に要した費用を限度に現金給付する	申請者	50	50	0	継続	
23	保険年金課	退職被保険者等移送費	移送費	国民健康保険法第54条の4(移送費)	被保険者の負担を軽減することができる	負傷、疾病で移動が困難な被保険者が医師の指示により一時的、緊急の必要性があつて移送されたとき(保険者が認めたととき)現に要した費用を限度に現金給付する	申請者	50	50	0	継続	
24	保険年金課	出産育児一時金	出産育児一時金	国民健康保険法第58条	出産費用の経済的緩和を図る	1人につき390,000円を支給する ※産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は1人につき420,000円を支給する	申請者	105,840	115,920	91,635	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
25	保険年金課	葬祭費	葬祭費	国民健康保険第58条	葬儀費用の負担軽減を図る	1人につき50,000円	葬祭執行人	13,200	12,600	12,900	継続	
26	保険年金課	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金	高齢者の医療の確保に関する法律第118条(後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務)	後期高齢者医療制度における医療給付費を賄うため	後期高齢者支援金(被保険者数×1人あたりの負担額)+前々年度精算額+病床転換支援金(被保険者数×1人あたりの負担額)	社会保険診療報酬支払基金	2,287,971	1,917,008	1,783,230	継続	
27	保険年金課	後期高齢者関係事務費拠出金	後期高齢者関係事務費拠出金	高齢者の医療の確保に関する法律第118条(後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務)	後期高齢者支援金等に関する事務を円滑に行うため	被保険者数×1人あたりの算定基礎額	社会保険診療報酬支払基金	266	266	223	継続	
28	保険年金課	病床転換助成関係事務費拠出金	後期高齢者関係事務費拠出金	高齢者の医療の確保に関する法律第118条(後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務)	後期高齢者支援金等に関する事務を円滑に行うため	被保険者数×1人あたりの算定基礎額	社会保険診療報酬支払基金	44	44	0	継続	
29	保険年金課	前期高齢者納付金	前期高齢者納付金	高齢者の医療の確保に関する法律第36条(前期高齢者納付金等の徴収及び納付義務)	全医療保険者間の65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の財政調整のため	被保険者数×1人あたりの負担調整対象見込額	社会保険診療報酬支払基金	6,202	4,880	2,856	継続	
30	保険年金課	前期高齢者関係事務費拠出金	前期高齢者関係事務費拠出金	高齢者の医療の確保に関する法律第36条(前期高齢者納付金等の徴収及び納付義務)	前期高齢者納付金に関する事務を円滑に行うため	被保険者数×1人あたりの算定基礎額	社会保険診療報酬支払基金	266	267	219	継続	
31	保険年金課	社会保険診療報酬支払基金に支払う老人保健概算医療費拠出金	老人保健医療費拠出金	老人保健法第53条(拠出金の徴収及び納付義務)	国民健康保険被保険者のうち平成20年3月以前の精算分の老人保健医療受給者の医療費を支払うため	平成20年3月診療分以前の精算分	社会保険診療報酬支払基金	1	1,000	13,873	継続	
32	保険年金課	社会保険診療報酬支払基金に支払う老人保健医療事務経費	老人保健事務費拠出金	老人保健法第53条(拠出金の徴収及び納付義務)	老人保健医療事務を円滑に行うため	加入者見込数×1人あたりの算定基礎額+見込件数×支払1件あたりの算定基礎額	社会保険診療報酬支払基金	164	120	114	継続	
33	保険年金課	社会保険診療報酬支払基金に支払う当該年度の概算介護報酬	介護納付金	介護保険法第150条(拠出金の徴収及び納付義務)	介護保険法に基づく介護報酬を賄うため	当該年度概算見込額-前々年度精算見込額-調整金額	社会保険診療報酬支払基金	955,301	849,235	798,837	継続	
34	保険年金課	国保連合会へ支払う高額共同事業医療費	高額医療費拠出金	埼玉県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則第8条	国保連合会を主体として行われる高額医療費に対する財政調整制度	国保連合会が県全体の高額医療費拠出金額を見込み、この額を基準に各保険者の拠出金額を決定し、その額を拠出する	埼玉県国民健康保険団体連合会	474,774	282,847	304,261	継続	
35	保険年金課	退職医療該当者の洗い出しリスト作成料	その他共同事業拠出金	埼玉県国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規則第1条(年金受給権者一覧表の送付)	退職者医療制度への移行を円滑に行い、資格の適用適正化を図るため	前年度の実績に基づき積算	埼玉県国民健康保険団体連合会	6	6	5	継続	
36	保険年金課	国保連合会へ支払う高額共同事業医療費	保険財政共同安定化事業拠出金	埼玉県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則第8条	国保連合会を主体として行われる高額医療費に対する財政調整制度	国保連合会が県全体の保険財政共同安定化事業拠出金額を見込み、この額を基準に各保険者の拠出金額を決定し、その額を拠出する	埼玉県国民健康保険団体連合会	1,603,972	1,371,444	1,253,893	継続	
37	保険年金課	後期高齢者医療療養費分負担金	後期高齢者医療広域連合納付金	高齢者の医療の確保に関する法律	1割負担分の医療費の1/12を市町村が負担する	787,212円×14,000人×1/12=918,414,000円	埼玉県後期高齢者医療広域連合	984,642	918,414	855,630	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
38	保険年金課	後期高齢者医療 保険料負担金	後期高齢者医療 広域連合納付金	高齢者の医療の確保に 関する法律	市が徴収した保険料を 広域連合に納付する	現年分758,924,000円+過年度 分1,500,000円+延滞金150,000 円=760,574,000円	埼玉県後期高齢 者医療広域連合	838,263	760,574	747,430	継続	
39	保険年金課	後期高齢者医療 保険基盤安定負 担金	後期高齢者医療 広域連合納付金	高齢者の医療の確保に 関する法律	保険料軽減に係る費用 を広域連合に納付する (県3/4、市1/4負担)	低所得者軽減分190,869,000円 +被扶養者軽減分25,671,000円 =216,540,000円	埼玉県後期高齢 者医療広域連合	232,920	216,540	207,296	継続	
40	保険年金課	後期高齢者医療 広域連合共通経 費負担金	後期高齢者医療 広域連合納付金	埼玉県後期高齢者医 療広域連合規約	埼玉県後期高齢者医 療広域連合の運営に係 る事務経費を全市町村 で負担する	均等割(10%)2,478,000円+人 口割(45%)14,549,000円+高齢 者人口割(45%)17,763,000円= 34,790,000円	埼玉県後期高齢 者医療広域連合	34,436	34,790	27,875	継続	
41	保険年金課	埼玉県国保連合 会会員負担金	連合会負担金	埼玉県国民健康保険 団体連合会規約第12 条	国民健康保険法に基づき、会 員である埼玉県内の保険者 が、共同して必要な事業を行 うことにより、事務事業の効 率化を図る	保険者平等割 70,000円+被験者 割(被保険者数×50円)	埼玉県国民健康 保険団体連合会	2,320	2,320	8,507	継続	
42	保険年金課	埼玉県国保協議 会会員負担金	一般事務経費	国民健康保険法第11 条	国民健康保険運営協 議会を円滑に運営する	保険者平等割 10,000円+被保 険者割(被保険者数×1円50銭)	埼玉県国民健康 保険協議会	78	78	63	継続	
43	市民税課	地方税電子化協 議会会費	個人市民税賦課 事務	地方税電子化協議会 負担金規則第4条第1 項、第4項	地方公共団体の相互 協力により、地方税の 電子化に係る事業を推 進することにより、納税 者の利便性向上、地方 税務行政の高度化及び 効率化に寄与すること を目的とする。	146,000円 会費(H19.3.31人口1人当たり1 円、千円未満切り上げ)	社団法人地方税 電子化協議会	146	146	146	継続	
44	市民税課	地方税電子化協 議会運用関係費 負担金	個人市民税賦課 事務	地方税電子化協議会 負担金規則及び分担金 規則		1,982,000円 (運用関係負担金・次期更改準 備資金・国税連携関係負担金・ システム運用関係負担金)	社団法人地方税 電子化協議会	1,665	1,982	1,223	継続	
45	障害福祉課	精神障害者小規 模作業所運営費 負担金	障害者施設運営 管理事業	協定書により。	心身障害者や精神障 害者の社会復帰の促 進を図るため。	利用者人数割 202,154円×3人=606,462円	寄居町	0	607	607	終了	
46	障害福祉課	大里地域市町障 害者相談支援事 業(精神障害)負 担金【市単独】 (人口割)	地域生活支援事 業	熊谷市・深谷市・寄居 町との協定により。	障害者が自立した日常 生活又は社会生活を営 むことができるようにす ること。	人口割 2,578,035円	熊谷市	2,579	2,572	2,572	継続	
47	障害福祉課	大里地域市町障 害者地域活動セ ンター事業負担 金【県補助対象】 (人口割)	地域生活支援事 業	熊谷市・深谷市・寄居 町との協定により。	障害者の地域生活支 援の促進を図るため。	人口割 5,488,409円	熊谷市	5,489	5,474	5,474	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
48	障害福祉課	熊谷市地域活動支援センター(地域デイケア型)事業負担金【市単独】(利用者人数割)	地域生活支援事業	協定書により。	障害者の地域生活支援の促進を図るため。	利用者人数割 1,070,000円	熊谷市	1,070	551	0	継続	
49	長寿福祉課	大里広域市町村圏組合負担金	大里広域市町村圏組合負担金	大里広域市町村圏組合規約	介護保険を運営している大里広域市町村圏組合に深谷市分の負担金を拠出する。	介護給付費負担金 1,069,201,000円 事務費負担金 157,014,555円 地域支援事業費負担金 15,583,160円	大里広域市町村圏組合	1,241,799	1,106,564	1,078,219	継続	
50	保健センター	健康運動実践指導者登録料	健康教育相談事業	健康運動実践指導者の資格を取得する際の登録料	運動教室(指導)を実施するにあたり、運動に関する知識を習得し、教室の企画等資質の向上に資するため、資格取得をしているため	24,000円	健康・体力づくり事業財団	24	32	0	継続	H23年度まで保健セミナー受講料という括りで計上し、この中から登録料を支払ってきたが、H24年度から保健事業の実施のため必要とされる健康運動実践指導者登録料として明確化した。
51	保健センター	小児の二次救急医療支援事業補助金(H23年度は負担金)	病院郡輪番制病院運営費補助金	熊谷・深谷・児玉地区における協定書	・小児救急医療支援事業の参加病院に対する運営費の補助を円滑に行う。 ・小児救急医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、救急医療体制の充実を図る。	* H24~H25年度 幹事市となるため、24年度当初要求額を記載。 ・小児救急医療支援事業運営費補助金 総額 25,202,106円(437日) 県補助金 16,801,000円(2/3) 市町負担金 8,401,106円(1/3) うち深谷市負担金 1,716,585円 ・小児救急医療医師派遣支援事業費補助金:1日当り105,000円×209回×1/3 市町負担金 7,315,000円 うち深谷市負担金 1,494,661円	・参加病院 ・深谷赤十字病院	32,518	2,107	1,014	継続	(備考) H24~H25は深谷市が幹事市となる為、他市町分も計上されている
52	保健センター	深谷赤十字病院拡充整備負担金	深谷赤十字病院負担金	深谷赤十字病院拡充整備負担金交付協定書	第3次救急医療拠点の拡充整備のため、深谷赤十字病院拡充整備計画推進協議会に対し関係市町で負担金を交付する。	H15年度~H26年度 H23年度 90,393,000円 H24年度 89,095,000円	深谷赤十字病院	89,095	90,393	91,712	継続	
53	保健センター	休日急患診療後方支援負担金	休日急患センター運営費補助金	深谷市、本庄市、深谷赤十字病院、熊谷総合病院との協定書	日曜夜間のこども夜間診療所の運営確保の為、本庄市、寄居町と共同で行う	50,000円×53日=2,650,000円(深谷市分 1,127,208円) 深谷市、本庄市、寄居町で均等割(30%)、人口割(70%)で算出	深谷赤十字病院 熊谷総合病院	2,650	2,300	2,350	継続	
54	保育課	日本スポーツ振興センター納付金	保育園運営事業(公立)	共済掛金	保育園で園児の災害が発生した際の災害共済給付を行うため。	375円×1,100人=412,500円	独立行政法人日本スポーツ振興センター	413	413	379	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
55	農業振興課	国営附帯県営農 地防災事業負担 金(大里地区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金	国営事業で実施された 幹線水路改修に付随 する支線・末端水路 の改修	H23 350,000,000円(事業費)×10.0% ×7.0%=2,450,000円 17,500,000円(事務費)×25.0%× 7.0%=306,250円	埼玉県	3,938	2,757	3,540	継続	
56	農業振興課	県営基幹水利施 設補修事業負担 金(矢島弥藤吾 地区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金	備前渠水路の施設・ 護岸の改修	H23 151,000,000円(事業費)×12.5% ×50.0%=9,437,500円 7,550,000円(事務費)×12.5%× 50.0%=471,875円	埼玉県	0	9,910	6,563	終了	
57	農業振興課	基幹水利施設 (玉淀ダム)管理 事業負担金(荒 川中部地区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金	玉淀ダムの管理	H23 16,100,000円(事業費)×8.0%× 97.0%=1,249,360 20,000円(事務費)×25.0%×97.0 %=4,850	埼玉県	964	1,255	603	継続	
58	農業振興課	基幹水利施設 (六堰頭首工)管 理事業負担金 (大里地区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金	六堰頭首工の管理	H23 48,890,000円(事業費)×40.0%× 7.0%=1,368,920円 40,000円(事務費)×25.0%×7.0 %=700円	埼玉県	1,273	1,370	595	継続	
59	農業振興課	基幹水利施設 (神流川頭首工) 管理事業負担金 (埼玉北部地区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金	神流川頭首工の管理	H23 5,100,000円(事業費)×40.0%× 2.8%=57,120円 200,000円(事務費)×25.0%×2.8 %=1,400円	埼玉県	59	59	57	継続	
60	農業振興課	基幹水利施設ス トックマネジメ ント事業(用土地 区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金 かんがい排水事業(用 土地区)に要する費用 の負担割合に関する覚 書	用土地区の幹線暗渠 及び円良田湖ため池の 修繕	H23 70,000,000円(事業費)×14.00% ×6.5%=637,000円 3,500,000円(事務費)×14.00%× 6.5%=31,850円	埼玉県	650	669	96	継続	
61	農業振興課	県営農業用河川 工作物応急対策 事業(神流川サ イホン地区)	県営事業負担金	県営事業の市負担金	神流川サイホンの補修	H23 30,000,000円(事業費)×8.00%× 2.8%=67,200円 1,500,000円(事務費)×50.00%× 2.8%=21,000円	埼玉県	628	89	0	継続	
62	農業振興課	男沼門樋悪水路 維持管理経費負 担金	土地改良等負担 金及び補助金	土地改良施設維持管 理経費の負担に関する 協定書	男沼排水機場の修繕 や維持管理	H23 2,441,000円(事業費)×6.0% (深谷市分)=146,460円 240,000円(事業費)×6.0%(深 谷市分)=14,400円 1,320,000円(事業費)×6.0% (深谷市分)=79,200円	熊谷市	765	241	129	継続	
63	農業振興課	美児沢用土地 改良区負担金	土地改良等負担 金及び補助金		改良区運営に係る経常 経費について、受益面 積に応じて負担金とし て支払い、用水の安定 供給を図る	3,363,000円(経常費負担金)× 17.1%(深谷市分)≒575,000円 1,351,000円(国営等負担金)× 17.1%(深谷市分)≒231,000円	美児沢用土地 改良区	806	806	806	継続	
64	農業振興課	増田堀用水路維 持管理費負担金	土地改良等負担 金及び補助金	奈良堰用水路土地改 良区との覚書	新堀新田のゲート調節 管理及び東方全久院裏 スクリーン設置個所の 管理	年間200,000円	大里用土地改 良区	200	200	200	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
65	農業振興課	北武蔵用水土地改良区負担金	土地改良等負担金及び補助金		改良区運営に係る経常経費について、受益面積に応じて負担金として支払い、用水の安定供給を図る	3,000,000(運営費)×5.07078%(深谷市分)=152,000円	北武蔵用水土地改良区	152	152	152	継続	
66	農業振興課	荒川中部土地改良区事業負担金	土地改良等負担金及び補助金	荒川中部土地改良区実施事業の市負担金	本来市が管理すべき排水路等施設の維持管理費を負担金として支払い、施設の維持管理、必要な補強・改修を行う	2,937,293(借入償還金)+4,000,000(事業負担金)=6,937,293円	荒川中部土地改良区	6,081	6,938	0	継続	
67	農業振興課	農業農村基盤整備基礎調査負担金(明戸北部地区)	明戸北部農業農村整備推進事業	県営事業の市負担金	県営事業の実施に必要な基礎調査を行う。	負担割合:県50%、市50% 平成23年度 1,000,000円×50%=500,000円	埼玉県	1,000	500	972	継続	
68	農業振興課	熊谷西部土地改良事業償還金負担金	農業基盤整備事業負担金	熊谷整備土地改良区との県営ほ場整備事業費の市町負担割り協定による	県営ほ場整備事業費の川本負担分の支払	日本政策金融公庫資金支払計画による。 平成23年度6,336,929円	くまがや農業協同組合	6,337	6,337	6,337	継続	
69	農業振興課	農村基盤総合設備事業償還金負担金	農業基盤整備事業負担金	国営事業の市負担金	本郷地区の農業構造改善	日本政策金融公庫資金支払計画による。 平成23年度745,765円	岡部地区ミニ総パ推進組合	0	746	1,893	終了	
70	農業振興課	集落環境整備事業償還金負担金	農業基盤整備事業負担金	国営事業の市負担金	本郷今泉地区の農業構造改善	日本政策金融公庫資金支払計画による。 平成23年度9,966,280円	本郷今泉地区集落環境整備事業推進協議会	9,966	9,966	9,966	継続	
71	農業振興課	基盤整備促進事業償還金負担金	農業基盤整備事業負担金	国営事業の市負担金	榑挽北東部地区の農業構造改善	日本政策金融公庫資金支払計画による。 平成23年度1,932,485円	榑挽北東部かんがい排水事業推進組合	3,816	1,932	1,300	継続	
72	農業振興課	農地・水・環境保全向上対策事業負担金	農地・水・環境保全向上対策事業負担金	農地・水・環境保全向上対策に係る協定書	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図る	15,184,160円(事業費)×25%(深谷市分)=3,796,040円	埼玉県農地・水・環境保全向上対策地域協議会	3,347	3,797	3,797	継続	
73	農業振興課	埼玉北部農業共済組合運営費負担金	農業政策推進事業	会費	農産物・家畜・畑作物等の事故を未然に防止し、共済組合員の負担軽減と農家経営の安定を目指す。	年間3,320,000円	埼玉北部農業共済組合	3,320	3,320	3,320	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
74	商工振興課	(財)大里地域中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営費負担金	大里地域中小企業勤労者福祉サービスセンター運営事業	財団法人大里地域中小企業勤労者福祉サービスセンター寄附行為	熊谷市、深谷市及び寄居町に勤務し、又は居住する中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、地域中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。	18,000,000円の内 人口割20% 3,600,000円 事業所数割40% 7,200,000円 従業員数割40% 7,200,000円  深谷市 負担金 ①+②+③= <b>6,488,136円</b> ①人口割3,600,000円× 37.980% ②事業所数割7,200,000円× 36.039% ③従業員数割7,200,000円× 35.084% 負担金(事務費) <b>3,013,000円</b>	財団法人大里地域中小企業勤労者福祉サービスセンター	9,502	9,504	9,493	継続	
75	環境課	・可燃物処理施設管理運営費負担金	大里広域市町村圏組合負担金	大里広域市町村圏組合規定	経費の軽減を図るため、2市1町で構成する大里広域市町村圏組合による可燃ごみ処理施設管理運営費	831,732,661円 深谷市・熊谷市・寄居町 均等割10%、人口割45%、搬入割45%	大里広域市町村圏組合	831,733	831,733	819,002	継続	
76	環境課	・可燃物処理施設整備事業費負担金	大里広域市町村圏組合負担金	大里広域市町村圏組合規定	経費の軽減を図るため、2市1町で構成する大里広域市町村圏組合による可燃ごみ処理施設整備費	268,399,095円 深谷市・熊谷市・寄居町 均等割20%、人口割30%、搬入割30%、立地調整割20%	大里広域市町村圏組合	268,400	268,400	296,748	継続	
77	環境課	・不燃物処理施設管理運営費負担金	大里広域市町村圏組合負担金	大里広域市町村圏組合規定	経費の軽減を図るため、2市1町で構成する大里広域市町村圏組合による不燃ごみ処理施設管理運営費	140,283,542円 深谷市・熊谷市・寄居町 均等割10%、人口割45%、搬入割45%	大里広域市町村圏組合	140,284	140,284	146,753	継続	
78	衛生センター	寄居町し尿処理委託事務負担金 し尿処理委託負担金及び起債償還負担金	し尿処理対策事業	大里郡寄居町と深谷市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る事務の委託に関する協定書	寄居町に花園、川本地区のし尿、浄化槽、農業集落排水の処理を委託しているため	・寄居町し尿処理委託事務負担金 し尿処理委託負担金及び起債償還負担金 66,680,000円	寄居町	66,680	61,861	66,338	継続	
79	衛生センター	汚染負荷量賦課金	し尿処理対策事業	公害健康保険被害の補償に関する法律第52条	深谷市衛生センターが過去にばい煙発生施設だったため	累積換算料(m3N/算定期間) 2,143×単位排出量当たり賦課金(円/立方メートル)62.41≠ 133,700	独立行政法人 環境再生保全機構	133.7	150	140.2	継続	
80	都市計画課	県北都市間路線バス維持対策協議会負担金	鉄道・路線バス利便性向上事業	県北都市間路線バス維持対策協議会規約	県北の都市間の公共交通機関として重要な役割を担っている路線バス(深谷駅・寄居車庫線ほか)の運行を一体的に確保し、地域の発展と関係住民の福利の増進に寄与するため	3,600,000	県北都市間路線バス維持対策協議会	3,600	3,600	3,600	継続	



NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
81	都市計画課	秩父鉄道整備促進協議会特別負担金(安全対策事業)	鉄道・路線バス 利便性向上事業	秩父鉄道再生計画	国土交通省策定の「地方鉄道の活性化に関する基本方針について」に基づき、沿線地域にとって重要な公共交通機関である秩父鉄道の鉄道設備の近代化を促進するため。	1,949,887	秩父鉄道整備促進協議会	2,246	1,950	505	継続	
82	都市計画課	中心市街地PR 紙掲載負担金	中心市街地活性化推進事業		埼玉工業大学との中心市街地活性化に向けた連携を推進する取り組みとして、同大学の学生が深谷Biiki紙面作成に携わり、中心市街地を訪れ、興味を持つようなきっかけとするため。	300,000	深谷商工会議所	0	300	250	廃止	
83	都市計画課	深谷市都市計画下水道事業受益者負担金(見晴町住宅)	一般事務経費	負担金	深谷市都市計画下水道受益者負担金条例第6条第3項の規定による。	負担金 87,200円	市	88	88	88	継続	
84	道路河川課	道路工事に伴う電柱移設費負担金	道路新設改良事業	配電設備の移設に関する基本協定 通信設備の移設に関する基本協定	道路事業に伴う通信設備の移設に関する基本事項を定め、相互の関係事務の適正かつ円滑な処理を図ること。	道路工事に伴う電柱移設費負担金 200,000円×50本=10,000,000円	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ネットワーク事業部 東日本電信電話(株) 埼玉支店	10,000	10,000	5,570	継続	
85	道路河川課	道路用地転用 決済金	道路新設改良事業	土地改良法第42条	荒川中部土地改良区内の農地を道路用地として取得した場合、農地転用決済金が発生するため。	0円	荒川中部土地改良区	0	48	50	継続	土地改良事業の決裁金のため
86	道路河川課	スマートIC測量 調査設計負担金	スマートIC整備事業	寄居PAスマートICに係る負担金	寄居PA美里・深谷スマートICの事業費を負担すること。	スマートIC測量調査設計負担金 4,000,500円	寄居町	4,001	4,001	0	継続	
87	道路河川課	大里郡利根川水 害予防組合費	一般事務経費	大里郡利根川水害予防組合規約	洪水・高潮に際し、水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減し公共の安全を保持する	277,599.7a×5円+50,000円 (均等割額) =1,437,000円	大里郡利根川水害予防組合	1,437	1,437	1,437	継続	
88	道路河川課	土地改良施設維持管理適正化事業賦課金(第31期生)	七間堀・東部・柳原排水機場管理事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱	土地改良事業で造成された土地改良施設が対象で用排水機場・樋管・水路等の機能保持と耐用年数の確保	—	埼玉県土地改良事業団体連合会	—	662	608	終了	
89	道路河川課	土地改良施設維持管理適正化事業賦課金(第33期生)	七間堀・東部・柳原排水機場管理事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱	土地改良事業で造成された土地改良施設が対象で用排水機場・樋管・水路等の機能保持と耐用年数の確保	事業費賦課金 3,000,000円×0.3÷5=180,000円	埼玉県土地改良事業団体連合会	180	180	180	継続	
90	道路河川課	土地改良施設維持管理適正化事業賦課金(第34期生)	七間堀・東部・柳原排水機場管理事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱	土地改良事業で造成された土地改良施設が対象で用排水機場・樋管・水路等の機能保持と耐用年数の確保	事業費賦課金 2,000,000円×0.3÷5=120,000円	埼玉県土地改良事業団体連合会	120	120	120	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
91	道路河川課	土地改良施設維持管理適正化事業賦課金(第35期生)	七間堀・東部・柳原排水機場管理事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱	土地改良事業で造成された土地改良施設が対象で用排水機場・樋管・水路等の機能保持と耐用年数の確保	事業費賦課金 3,000,000円×0.3÷5=180,000円	埼玉県土地改良事業団体連合会	180	360	-	継続	
92	消防総務課	会議費負担金	消防団運営事業	会費	消防団運営に伴う会議費	会費50,000円	深谷市消防団	0	50	0	廃止	
93	消防総務課	消防団員福祉共済掛金	消防団運営事業	福祉共済掛金	消防団員が死亡し、又は障害を受けた場合に、その家族の生活を守る等、消防団員の福祉増進を図る。	4,000円×394人(定員数)= 1,576,000円	公益財団法人 埼玉県消防協会	1,576	1,182	1,182	継続	
94	警防課	・救急救命士特別教育訓練(気管挿管・薬剤投与)負担金 埼玉研修所	救急活動推進事業	参加者負担金	救急救命士の処置拡大により、救急救命処置を実施できる救命士を育成することで、救命率の向上を図る。	236,250円×2人=472,500円	埼玉県消防学校	473	450	225	継続	
95	警防課	・救急救命士特別教育訓練(気管挿管・薬剤投与)負担金 九州研修所	救急活動推進事業	参加者負担金	救急救命士の処置拡大により、救急救命処置を実施できる救命士を育成することで、救命率の向上を図る。	0	財団法人 救急振興財団	0	460	460	廃止	
96	警防課	・消火栓維持管理費	消防水利整備事業	消防法	市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消火栓を維持管理し常時使用可能な状態に保つことで、消防力の充実に図る。	5,000円×2,115基=10,575,000円	深谷市水道事業	10,575	10,540	10,475	継続	
97	警防課	・消火栓設置布設替工事負担金(38基)	消防水利整備事業	消防法	老朽管更新事業に伴い、消火栓を更新し、消防力の充実に図る。	12,400,000円	深谷市水道事業	12,400	14,800	21,500	継続	
98	警防課	・消火栓設置負担金	消防水利整備事業	消防法	無水利地区等に消火栓を設置し、消防力の充実強化を図る。	900,000円×2基=1,800,000円	深谷市水道事業	1,800	1,800	0	継続	
99	選挙管理委員会	個人演説会(公民館等)	県知事選挙事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	12,000円×8件=96,000円	施設所有者	0	96	0	継続	
100	選挙管理委員会	個人演説会(文化会館等)	県知事選挙事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	100,000円×2件=200,000円	施設所有者	0	200	0	継続	
101	選挙管理委員会	個人演説会(公民館等)	県議会議員選挙事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	12,000円×8件=96,000円	施設所有者	0	96	0	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
102	選挙管理委員会	個人演説会(文化会館等)	県議会議員選挙事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	100,000円×3件=300,000円	施設所有者	0	300	0	継続	
103	選挙管理委員会	個人演説会(公民館等)	市議会議員事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	12,000円×35件=420,000円	施設所有者	0	420	0	継続	
104	選挙管理委員会	個人演説会(文化会館等)	市議会議員事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	100,000円×5件=500,000円	施設所有者	0	500	0	継続	
105	選挙管理委員会	選挙公営 はがき	市議会議員事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	2,000枚×50円×35人=3,500,000円	郵便事業株式会社	0	3,500	0	継続	
106	選挙管理委員会	選挙公営 自動車	市議会議員事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令, 深谷市議会議員及び深谷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	64,500円×7日×35人=15,802,500円	候補者が有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者、その他の者	0	15,803	0	継続	
107	選挙管理委員会	選挙公営 ポスター	市議会議員事務費	公職選挙法, 公職選挙法施行令, 深谷市議会議員及び深谷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例	金のかからない選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図る。	1,774円×311枚×35人=19,309,990円	候補者が有償契約を締結したポスター作成業者	0	19,310	0	継続	
108	教育総務課	保存検食用食材料費負担金	小学校給食事業	学校給食法第6条	食中毒が発生した時食材を調べるために、調理前・調理後の食材をそれぞれ50g採取し、2週間冷凍保存しておくための食材料費の費用負担	3,800円×2食×11ヶ月×14校=1,170,400円	各小学校	1,170	1,170	1,170	継続	
109	教育総務課	保存検食用食材料費負担金	中学校給食事業	学校給食法第6条	食中毒が発生した時食材を調べるために、調理前・調理後の食材をそれぞれ50g採取し、2週間冷凍保存しておくための食材料費の費用負担	4,500円×2食×11ヶ月×8校=792,000円	各中学校	792	792	792	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
110	教育総務課 (岡部学校給 食センター)	保存検食用食材 料費負担金	岡部学校給食セ ンター管理事業	・学校給食法第6条 ・深谷市立学校給食セ ンター条例 第6条	食中毒が発生した時食 材を調べるために、調 理前・調理後の食材を それぞれ50g採取し、2 週間冷凍保存しておく ための食材料費の費用 負担	4,500円×2食×11ヶ月=99,000	岡部学校給食セ ンター	99	99	99	継続	
111	教育総務課 (花園学校給 食センター)	保存検食用食材 料費負担金	花園学校給食セ ンター管理事業	学校給食法第6条 深谷市立学校給食セ ンター条例 第7条	食中毒が発生した時食 材を調べるために、調 理前・調理後の食材を それぞれ50g採取し、2 週間冷凍保存しておく ための食材料費の費用 負担	4,500円×2食×11ヶ月=99,000	花園学校給食セ ンター	99	99	99	継続	
112	教育施設課	公共下水道受益 者負担金(花園 中)	中学校施設整備 維持事業	深谷市都市計画下水 道事業受益者負担金 条例	下水道事業	8,886,000円	深谷市下水道事 業	8,886	0	0	継続	
113	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 一 般児童	小学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	945円×(8,208+30-725- 45)人	児童生徒保護者	7,058	7,268	7,360	継続	
114	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 準 要保護	小学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	(945円×725人)-(230円× 180人)	児童生徒保護者	644	531	524	継続	
115	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 要 保護	小学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	(65円-10円)×45人	児童生徒保護者	3	3	3	継続	
116	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 途 中加入者分	小学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	945円×6人	児童生徒保護者	6	6	9	継続	
117	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 一 般児童	中学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	945円×(4,226+20-465- 45)人	児童生徒保護者	3,531	3,628	3,650	継続	
118	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 準 要保護	中学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	(945円×465人)-(230円× 105人)	児童生徒保護者	416	351	315	継続	
119	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 要 保護	中学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	(65円-10円)×45人	児童生徒保護者	3	2	2	継続	
120	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金 途 中加入者分	中学校健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	945円×7人	児童生徒保護者	7	7	1	継続	

NO	所属名	負担金名称	予算事業名	支給を行う根拠	目的	基準(積算) (単位:円)	対象者	平成24年度予 算額(千円)	平成23年度予 算額(千円)	平成22年度決 算額(千円)	見直し結果	備考
121	学校教育課	遠足時バス負 担金(臨時職 員分)	幼稚園教育活 動推進事業	負担金	幼稚園教育活動の推 進のため	2,100円×23人	深谷市幼稚園教 諭(臨時職員)	49	49	49	継続	
122	学校教育課	日本スポーツ 振興センター 共済掛金	幼稚園健康・安 全教育推進事 業	負担金	児童生徒の健康維持・ 予防を図るため	295円×780人	児童生徒保護者	231	210	216	継続	